

## 【改定】

### 4．取引のルール

#### 新規建て玉

信用取引において、代用有価証券を保証金として、当該代用有価証券と同一の銘柄を買建玉とすることを「二階建て」といいます。

平成20年4月1日より、代用有価証券としてお預りしている銘柄の新規の買建および一部現引きを禁止とさせていただきます。

「二階建て」が判明した場合は改善させていただきます。

改善していただけない場合は、取引を制限させていただき、該当する建玉をすべて決済していただくことがありますので、ご注意ください。

#### 決済

「二階建て」となる現引きは出来ません。

### 5．信用取引口座における現物取引

#### 現物の買付

買い建て玉がある状態で、同一銘柄の現物買付は出来ません。